

## 小竹町農業委員会第35回総会議事録

1 開催日時 令和5年7月10日（月曜日） 午後4時00分開会  
午後4時50分閉会

2 開催場所 小竹町役場別棟 1階 103・104会議室

3 出席委員（6人）

会長	1番	川村	光一
会長職務代理者	2番	田中	善範
	3番	山本	芳久
委員	4番	古森	憲
	5番	本松	雄一郎
	7番	石川	壽治

4 欠席委員（1名）

6番 西本 敏治

5 議事日程

第1 議案第94号 非農地証明願について

その他

6 事務局職員

事務局長	山代	純子
書記	松尾	政利
書記	今村	貴史
書記	山下	太助

6 議事の経過

会長 これより、小竹町農業委員会第35回総会を開会いたします。  
議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただくことに、御異議ありませんか。

全委員 （異議ない旨を述べる。）

会長 それでは、5番 本松委員、7番 石川委員をお願いいたします。会期は令和5年7月10日午後4時00分から会議終了までとします。

会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の今村貴史氏を指名いたします。

それでは審議に入ります。日程第1議案第94号「非農地証明願について」を議題とします。事務局説明をお願いします。

事務局 1ページをお願いします。日程第1議案第94号「非農地証明願について」令和5年6月21日付けで事務局に提出され受理しました。

申請人は、  
氏

土地の表示は1筆で、大字 番 地目：畑 現況：雑種地  
地積：1365 m<sup>2</sup>

申請理由は、台帳地目では畑となっているが、前所有者は約20年以上耕作を行っておらず、現所有者も令和4年2月12日に相続して以降、耕作を行っておらず、今後申請地にて耕作を行う意思は無いのでこの度申請したとのこと。

この申請について、御審議の程よろしくお願ひいたします。

会長 当該土地は 地区ですので、現地の状況について、地区担当の私から御説明します。

先ほど、田中委員と今村書記と現地の確認に向かいました。申請地は殆どが山林になっていました。30年以上この状態ではどうしようもないと思われます。

石川委員 近辺に処理場らしきものがありますが、ここは関連性は無いのか。

会長 申請地に入るまでの道も非常に狭かったので、ここにトラックが入ることは非常に難しいと思います。

石川委員 今回の非農地証明が処理場の敷地を拡大するものであるなら、近隣の住民との問題もあるので、留意はしておいた方が良いでしょう。

本松委員 この畑だけ、ここにポツンとあるだけなのでしょうか。

事務局 近隣にも畑はあります。資料では対象地のみ写しています。

石川委員 本件とは少し違いますが、 の近辺の山地が切り開かれています、あれは何なのでしょう。

事務局 あちらについては、 近辺の山地を民間業者が買い取ってモータープールに使用しているそうです。モータープールといった性質上有害物質や油といったものが溜め池に流入しないか、という問題が当時ありましたので、当時の担当課長と管理人の宮野水利組合長で、相手方の業者と協議して、その時に業者から提示した内容であればということで、宮野氏も納得されて現在に至ると伺っています。現在も重機を使って竹の伐根を行っているとのこと。

会長 他に意見が無いようでしたら、本案について承認したいと思います。よろしいでしょうか。

全委員 (異議ない旨を伝える)

会長 本案は賛成多数で承認されました。本日の議事日程はすべて終了しましたが、事務局又は委員各位から何かありますか。

田中委員 次回の総会はいつになるのか。

事務局 次回は7月20日を予定しています。

田中委員 次回からは新しい委員が任命されると思うのですが、選定はどのようにされているのか。

事務局 総務課長、企画調整課長、農政環境課長で選定委員会を開いています。本来であれば副町長にも参席いただくのですが、現時点で小竹町に副町長は在籍していないので、今回は不在です。

会長 その結果を議会に上げるのですか。

事務局 そうです。そこで選任を受けた方々を農業委員の候補者として議会に上げて採決を頂きます。

田中委員 選定委員会はいつから発足されたのか。

事務局 「小竹町農業委員会委員選任に関する規則」が設けられており、平成29年1月1日から施行されております。

田中委員 町議会で議案にかけられるのは理解できるが、何故町の職員に自分たちが審査されないといけないのか。

事務局 場合によっては、定員の7名を超える応募があった場合は、選任委員会にて厳正な審査を行い候補者を絞ることになります。またこれは応募数が7名ちょうどであっても規則上開会することになります。

農業委員会を構成する委員の原則として「認定農業者」「認定農業者に準ずる者」を半数以上在籍してもらわないといけません。そして農業関係者ではない見識者も在籍してもらわなければいけません。そういったことを含めて審査会で審議していただきます。

田中委員 今までは事務局で出来ていたのではないか。

事務局 受付はしますが、応募そのものを断ることは事務局では出来ません。

本松委員 多いときは選挙ですか？

事務局 昔は選挙制度でしたが、今は行っていません。

会長 応募者が7名以下の際は？

事務局 現時点で本町ではまだそのケースが起きたことはありませんが、暫定的に欠員のまま募集を続けることになると思います。

本松委員 途中、委員が逝去された場合は？

事務局 今までの事例ですと、欠員のまま任期満了まで進めていました。その際の会長は別の方が会長として就任していただきました。

会長 他に意見がないようでしたら、これにて総会を閉会します。お疲れ様でした。

上記は、7月10日開催の第35回総会の顛末に相違ないことを証明する

ため、議長及び署名委員が署名する。

令和5年7月10日

議長 川村 光一

署名人

5番 本松 雄一郎

7番 石川 壽治